

AIに負けない消費者教育 自立能力の育成という観点から



名古屋大学・明治学院大学 名誉教授
加賀山 茂

AIに負けない消費者教育 目次

- I 消費者教育環境の変化
 - 自立のための環境の変化, 消費者教育推進法の制定
 - 初等教育, 大学教育の変化, 自立のための教育へ
- II 消費者概念の再構成 消費者から収入・貯蓄を含めた生活者へ
 - 従来の経済循環図 → 生活者中心の経済循環図
- III 教育目標(優良企業への就職)のゆらぎ
 - 若い世代は, 仕事をAIに奪われないか? 上司からの不正な指示を拒否できるか?
- IV AIに負けない生活者教育のために
 - AI時代の教育はどうあるべきか?
 - AIを活用する教育 問いと答えのデータ, プログラム, 問題・解答の自動作成, 課題
- V 欲求5段階説の評価と教育内容の再構成
 - 問題解決のための仮説, 欲求5段階説, 欲求5段階の実現方法
 - 新しい教育目標と方法, 自立に向けた提言, 協力に向けた提言
- VI 法教育の改善のために
 - 法教育の目標
 - 法教育方法の改善
 - トップダウン思考からボトムアップ思考へ
 - 解釈方法論における例題の改善
 - 車馬通行止め→航空機の低空飛行の禁止
 - 日米地位協定における拡大解釈
 - 航空法と航空法特例法による治外法権
 - 具体的な法教育方法
 - アイラック(IRAC)による思考方法
 - 法的分析, 議論の方法
 - トゥールミン図式による議論の方法(1, 2, 3)
 - 自省の薦め
 - 参考文献



I 消費者教育環境の変化

- インターネット社会の発展
- 消費者教育の推進に関する法律(2012年)の制定
 - 賢い消費者から自立する(収支のバランスのとれた)消費者へ
 - 自立する消費者とは, 自立する市民のこと(消費者概念の破綻)
- 消費者教育は, 「自立のための市民教育」へと変貌する
 - 賢い消費者ではなく, 自立のための教育が求められている



自立のための環境の変化

■ インターネット社会の進展

- インターネットの発展に伴って、消費者は、商品・サービスを購入するだけでなく、アプリを利用することによって、家庭で生じる不用品等の販売ばかりでなく、収入の補完とか、老後に備えるとかの目的で、投資取引(株取引, デリバティブ取引)にも、積極的に進出し始めている。

■ 消費者像の変化

- このようにして、消費者は、「保護されるべき生身の人間」としての性質だけでなく、自由な取引に伴う厳しい責任を負うべき「合理的な経済人=自立した生活者」としての性格も帯びてくる。

■ 新しい消費者像の模索

- 新しい消費者像としての「社会・経済的に自立しつつ、ゆるやかな連携組織を通じて相互に協力し合う消費者」という課題について、①家計の主体として修得すべき「起業のノウハウ」、②法を学ぶ者として行うべき「紛争の解決・未然防止を通じた平和への貢献」、③国民として願う「占領状態にある日本国の自立」の問題とも関連させながら考察する必要があるのではないだろうか。



「消費者教育の推進に関する法律」の制定 (2012)

■ 消費者教育推進法の目的(第1条)

- この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、...消費者教育を総合的かつ一体的に推進...することを目的とする。

■ 消費者教育と消費者市民社会の定義(第2条)

- 「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。
- 「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。



学校における消費者教育の推進

- 消費者教育の推進に関する法律 第11条(学校における消費者教育の推進)
 - ①国及び地方公共団体は、**幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校...の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。**
 - ②国及び地方公共団体は、**教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。**
 - ③国及び地方公共団体は、**学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。**



大学における消費者教育の推進

- 消費者教育の促進に関する法律 第12条(大学等における消費者教育の推進)
 - ①国及び地方公共団体は、大学等...において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。
 - ②国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。



消費者教育推進法(2012)に見られる 消費者概念, 消費者教育概念の破綻

消費者の自立支援

- 自立のためには, 収入が必要である。
 - 自立のためには, 消費の反対概念である, 収入のための労働, リスク回避のための蓄財が必要である
 - 「消費」とか「消費者」の概念で, 自立のための教育を語ることは不可能である。
 - 破綻した概念に基づいて, その教育を実施しても, 無意味である。
- 消費者教育は, 名称を含めて, 市民教育へと変更すべきである。

消費者市民社会の形成

- 消費者市民(Consumer Citizenship)とは, 市民の一側面を述べたにすぎない。
 - 市民は, 生産や蓄財をも行っており, その対立概念である, 「消費」に焦点を当てるだけでは, 自立した市民の教育は不可能である。
- 市民社会の形成のためには, 「消費」, 「消費者」の教育だけでは賄えない。
 - 市民社会の形成に積極的に参加する市民を育成するためには, 「生産, 蓄財, 消費」のすべての問題について, バランス感覚を育成するための教育を行う必要がある。



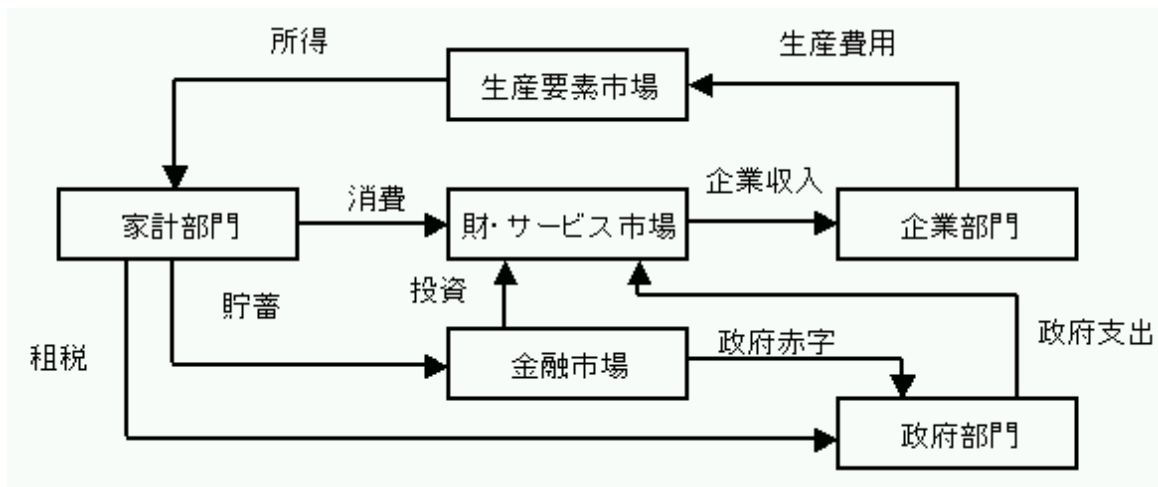
Ⅱ 消費者概念の再構築

自立する生活者の観点から

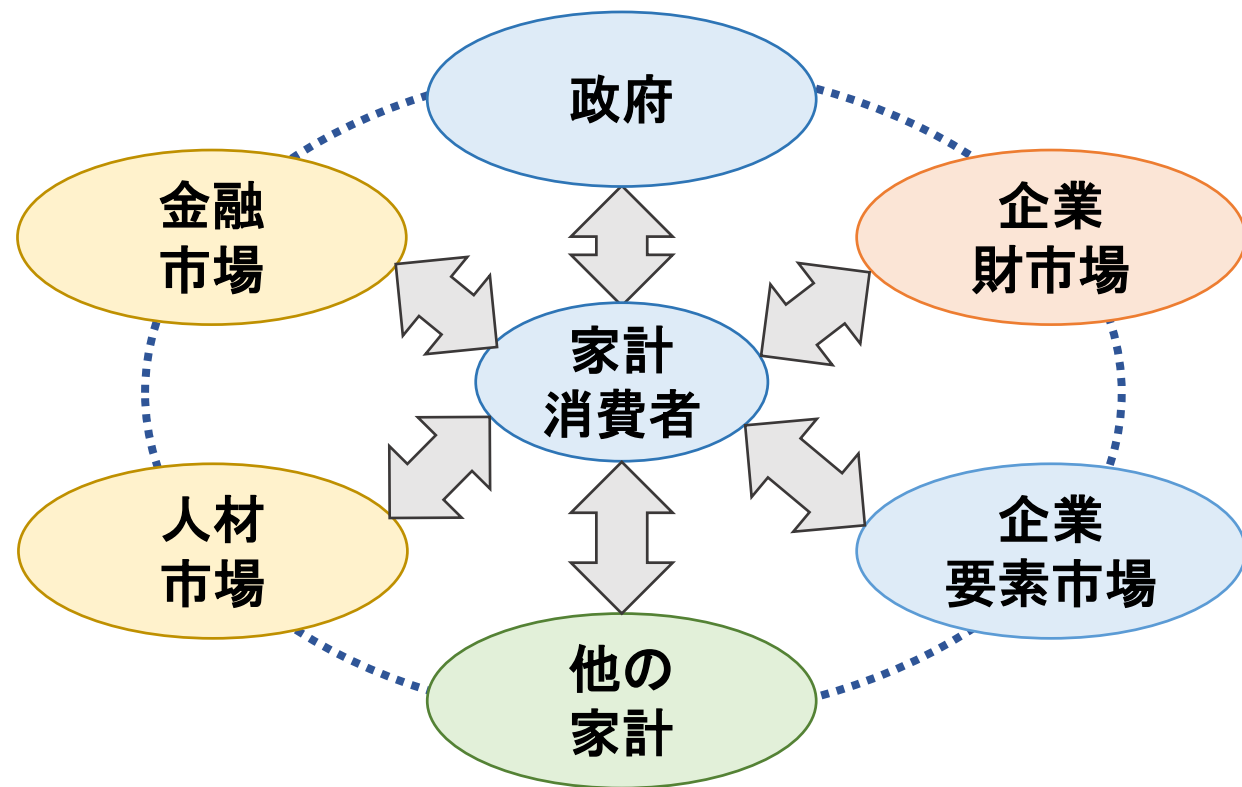
- 従来の経済循環図による消費生活の位置づけ
- 生活者を中心とした新しい経済循環図
- 新しい経済循環図に基づく消費者法の体系化の試み



消費者・家計の位置づけの変更

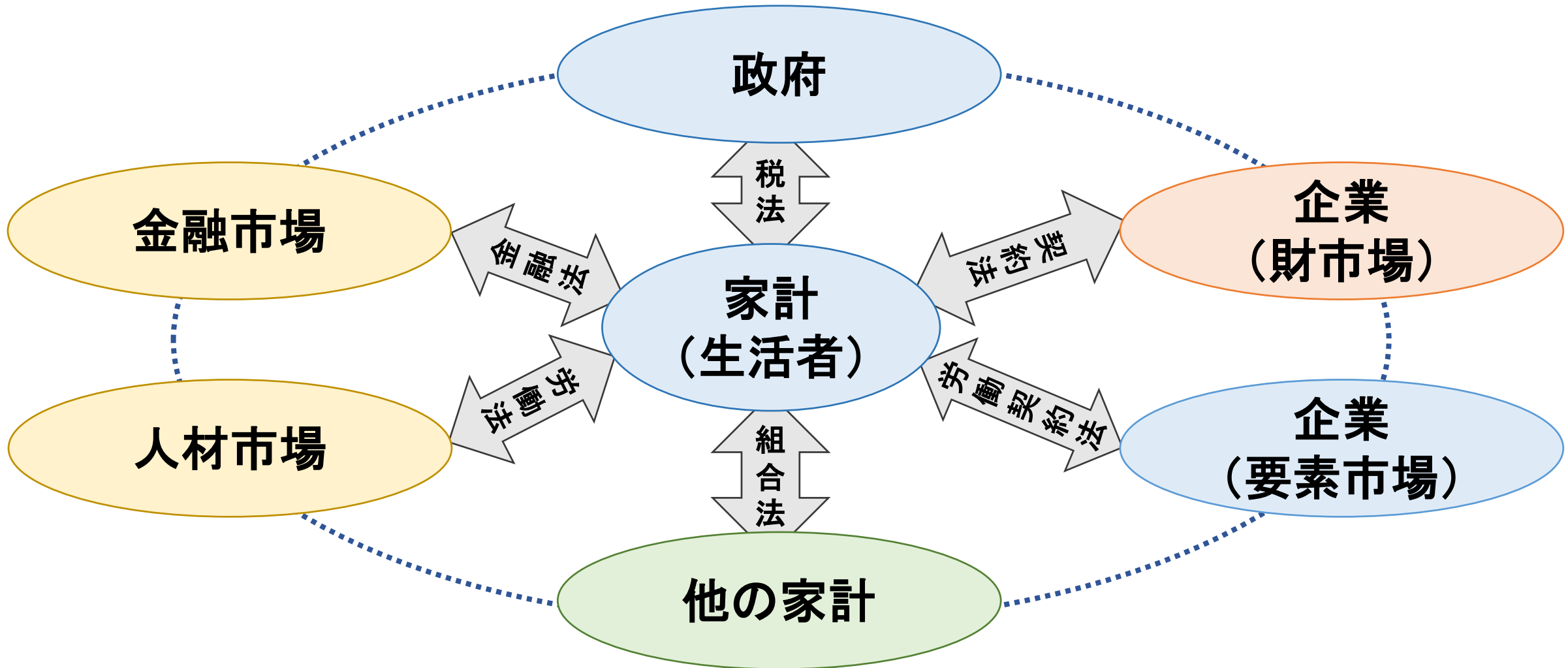


従来（従来の）経済循環図



家計を中心とした経済循環図

家計を中心とした経済循環図



Ⅲ 教育目標のゆらぎ

優良企業への就職という目標の破綻

- 従来の教育では、AIに太刀打ちできなくなり、リストラされる危険が大きい。
 - AIは、人間の頭脳を超えるかもしれない。
 - AIは、人間の頭脳を超えられないとしても、人間はAIに仕事を奪われるかもしれない。
- たとえ就職できても、不安はなくなるらない。
 - 組織に蔓延する不祥事・不正から逃れることはできるか。
 - 不正に加担するよう指示を受けた場合、それを断ることはできるか。
 - 「この仕事を断るなら、辞めてもらってもいいんだよ。」と言われたらどうするか。



次の世代は、仕事をAIに奪われないか？



- そろばん→電卓の発明と普及
 - 計算が短時間でできるようになったため、経理課の職員は10人から9人に減った。
- 表計算ソフト→経理ソフトの発明と普及
 - 業務が効率化したため、職員は9人から6人に減った。
- 税理士ロボット？の発明→人間の役割？
 - 政府から新しく発表された税制を理解し、それを自社にどのように適用するかといったかなり高度で複雑な思考ができない人は、経理課では仕事をやらせてもらえなくなってしまう。経理課の職員は、3人に減った。
- 次の世代は働く場が奪われないか？
 - AI時代においては、若い頃に身につけたスキルだけで一生食べていけない。何歳になっても日々、学習し続けなければならない。職場では、すべてがアウトソーシングされた。

就職できても不安は尽きない 不正行為を指示されたときに、立場上断れない

■ 組織に生じる不正・不祥事(最近の10年間)

- 2009年 三菱自動車 - 内部告発が行われるまでリコールを放置
- 2009年 JR東日本 - 信濃川発電所で10年に渡り違法な取水、虚偽報告
- 2011年 オリンパス事件 - 粉飾決算
- 2011年 大王製紙事件 - 不正による巨額損失
- 2013年 カネボウ化粧品・ロドデノールによる白斑症状 - 製品瑕疵
- 2013年 みずほ銀行暴力団融資事件 - 反社会勢力取引
- 2015年 タカタ(企業) - エアバッグ不具合
- 2015年 東洋ゴム - 免震パネル、防振ゴムなど試験データ偽装
- 2015年 東芝 - 長期に及ぶ不適切会計
- 2015年 旭化成建材 - 杭打ち工事のデータ改ざん(三井住友建設施工、三井不動産販売)
- 2016年 三菱自動車 - カタログ燃費の詐称及び不正計測発覚後の再測定における燃費詐称
- 2016年 スズキ - 燃費詐称

- 2017年 リニア中央新幹線建設工事 - ゼネコン4社談合
- 2017年 てるみくらぶ - 粉飾、詐欺
- 2017年 神戸製鋼所 - 品質検査データ改竄
- 2018年 はれのひ - 粉飾、詐欺
- 2018年 SUBARU - データ書き換え
- 2018年 スルガ銀行 - 不正融資
- 2018年 KYB - 免震装置データ改竄
- 2018年 財務省による公文書の書き換え(森友文書)
- 2019年 厚労省統計(毎月勤労統計調査)の不正

■ 不正行為がはびこる根本原因は？ 不正行為を指示されても断れないのはなぜ？

- 「君、出世をあきらめたのかね？」
 - ←出世したいので断れない。
- 「君、辞めたいのかね？ なんなら辞めてもいいんだよ。」
 - ←家族を思うと、辞められない。



IV AIに負けない消費者教育

AIの学習方法に学ぶ

- AIの内部構造の理解と「意味の理解」の重要性
 - AIは、意味を理解できない。
 - 意味とは、生きることを通じてのみ理解される概念である。
 - 時間をかけて理解することによってのみ、AIとは異なる理解に到達する。
- AIを活用した教育
 - AIの学習方法に学ぶべきヒントが隠されている。
 - 教育にAIを活用すべきである。



AI時代の教育はどうあるべきか？



■ AIの学習方法の特色

- 「答え」を教えて「解き方は教えない」という方法によって「人工知能」は驚くべき学習を行う。
 - 例えば、「アルファ碁」では解説者が驚くような奇妙な「次の一手」を打つことも多々あった。
 - しかし、そのような奇妙な手はその後、若い棋士たち(人間)の検討対象となり、現在では若い棋士がそのような「人工知能」が考え出した手を積極的に取り入れているという(山本一成『人工知能はどのようにして「名人」を超えたのか?』ダイヤモンド社(2017))。

■ 新しい教育方法へのヒント

- 「問題の解き方を教えずに、答えだけを教える」という方法
 - 学習者は様々な「問いと答えのセット」を学習することにより、「なぜ、そのような答えになるのか？」を考える。
 - そのような学習を何度も繰り返すうちに、問題について、「なぜ、そのような答えになるのか？」に関しても自分なりの答えが出せるようになってくる。

消費者教育推進法の辞書データ

- # 問題のデータ。キーが要件で、値が効果
- legalEffects = {"消費者教育に期待されるべき事由": "消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止することができること。",
 - "消費者の自立を支援することによって期待されるべき事由": "消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになること。",
 - "消費者教育推進法の目的": "消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与すること。",
 - "消費者教育推進法の手段": "消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めること。",
 - "消費者教育の定義": "消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のこと。",
 - "消費生活に関する教育の定義": "消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育のこと。",
 - "消費者市民社会の定義": "消費者が、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと。",
- "消費者教育の到達目標": "消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること。",
- "消費者教育の育成目標": "消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与すること。",
- "消費者教育の対象への配慮": "幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法のこと。",
- "消費者教育の連携対象": "学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策のこと。",
- "消費者政策の定義": "消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策",
- "消費者教育における情報提供の内容": "消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立ったもののこと。",
- "消費者教育の範囲": "災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めること。",
- "消費者教育に関する施策における配慮事項": "環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携がはかれること。",
- }



消費者教育推進法に関する 択一式問題集の自動作成プログラム例

- #! Python3
- # Al Sweigart (相川愛三訳)『退屈なことはPythonにやらせよう』オライリージャパン (2017/6/3) p.202-207
- # 10個の問題集を作成する
- for quiz_num in range(10):
 - # 問題集と解答集のファイルを作成する
 - quiz_file = open("ResultsConsumerLawExam1consumerEducationQuiz{}.txt".format(quiz_num + 1), "w")
 - answer_key_file = open("ResultsConsumerLawExam1consumerEducationQuiz_answers{}.txt".format(quiz_num + 1), "w")
 - # 問題集のヘッダーを書く
 - quiz_file.write("名前: %n %n 日付: %n %n 学期: %n %n")
 - quiz_file.write((" " * 10) + "消費者教育に関する択一式試験問題({}年度) 正しい文章に○をつけなさい.".format(quiz_num + 2019)) quiz_file.write("%n %n")
 - answer_key_file.write((" " * 10) + "消費者教育に関する択一式試験問題({}年度) 解答".format(quiz_num + 2019))
 - answer_key_file.write("%n")
 - # 法律要件の順番をシャッフルする。
 - legalActs = list(legalEffects.keys())
 - random.shuffle(legalActs)
 - # 法律要件をループして、それぞれ問題を作成する。
 - for question_num in range(len(legalActs)):
 - # 正解と誤答を取得する
 - correct_answer = legalEffects[legalActs[question_num]]
 - wrong_answers = list(legalEffects.values())
 - del wrong_answers[wrong_answers.index(correct_answer)]
 - wrong_answers = random.sample(wrong_answers, 3)
 - answer_options = wrong_answers + [correct_answer]
 - random.shuffle(answer_options)
 - # 問題文と解答選択肢を問題ファイルに書く
 - quiz_file.write("{}とは? %n".format(question_num + 1, legalActs[question_num]))
 - for i in range(4):
 - quiz_file.write("(" + ") {}".format("ABCD"[i], answer_options[i]))
 - quiz_file.write("%n")
 - # 答えの選択肢を解答ファイルに書く
 - answer_key_file.write("{} %n".format(question_num + 1, "ABCD"[answer_options.index(correct_answer)]))
 - quiz_file.close()
 - answer_key_file.close()
 - # 作業の完了の表示
 - print("consumerEducationQuize(1-10).txt, および, consumerEducation_ans(1-10).txtという
 - 消費者教育の択一式問題とその解答ファイルが、それぞれ10個ずつ完成しました。
 - 完成したファイルをエディタで開いてチェックしてください。")



消費者教育推進法に関して 自動作成された択一問題集と解答

■ 消費者教育に関する択一式問題(2019年度) 正しい文章に○をつけなさい。

■ 1.消費者教育の定義とは？

- () A.消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになること。
- () B.環境教育, 食育, 国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携がはかられること。
- () C.消費生活に関する知識を修得し, これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること。
- () D.消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のこと。

■ 2.消費者の自立を支援することによって期待されるべき事由とは？

- () A.環境教育, 食育, 国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携がはかられること。
- () B.幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに, 年齢, 障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法のこと。
- () C.消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになること。
- () D.消費者教育を総合的かつ一体的に推進し, もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与すること。

■ 消費者教育に関する 択一式問題(2019年度)解答

- 1.D
- 2.C
- 3.C, 4.B, 5.C, 6.A, 7.D, 8.A, 9.D, 10.B, 11.B, 12.B, 13.B, 14.C, 15.C



今後の課題

- マズローの欲求階層説に応じた幼児教育用の絵本の制作と提供
 - 幼児教育法の絵本を制作した後は、小中高のテキストを制作し、提供する。
- 自分の作品を出品して収入源を確保するプラットフォームの提供
 - 自分の作品(なんでもあり)を出品して収入を得るための汎用的なプラットフォームを作成するプログラムの開発, その無料提供と有償メンテナンスを行う。
- 家計簿管理システム作成をアシストする
 - 毎日の収支に関する領収書等を読み込んで、損益計算書・貸借対照表・キャッシュフローを自動的に作成するプログラムの作成と無料での提供を行う。
- 判決自動作成マシンの開発研究
 - 条文, 判例, 学説に関するデータ型を決定する。
 - 要望→法律効果→要件の順序で探索を行う推論エンジンの開発を行う。
 - 自然言語⇔論理式を変換して、判決文を作成する推論エンジンの開発を行う。



V 欲求5段階説による 教育内容の再構成

■ マズローの欲求5段階説の再評価

■ マズローの欲求5段階の実現方法

■ 欲求5段階説に相応した教育内容の再構成

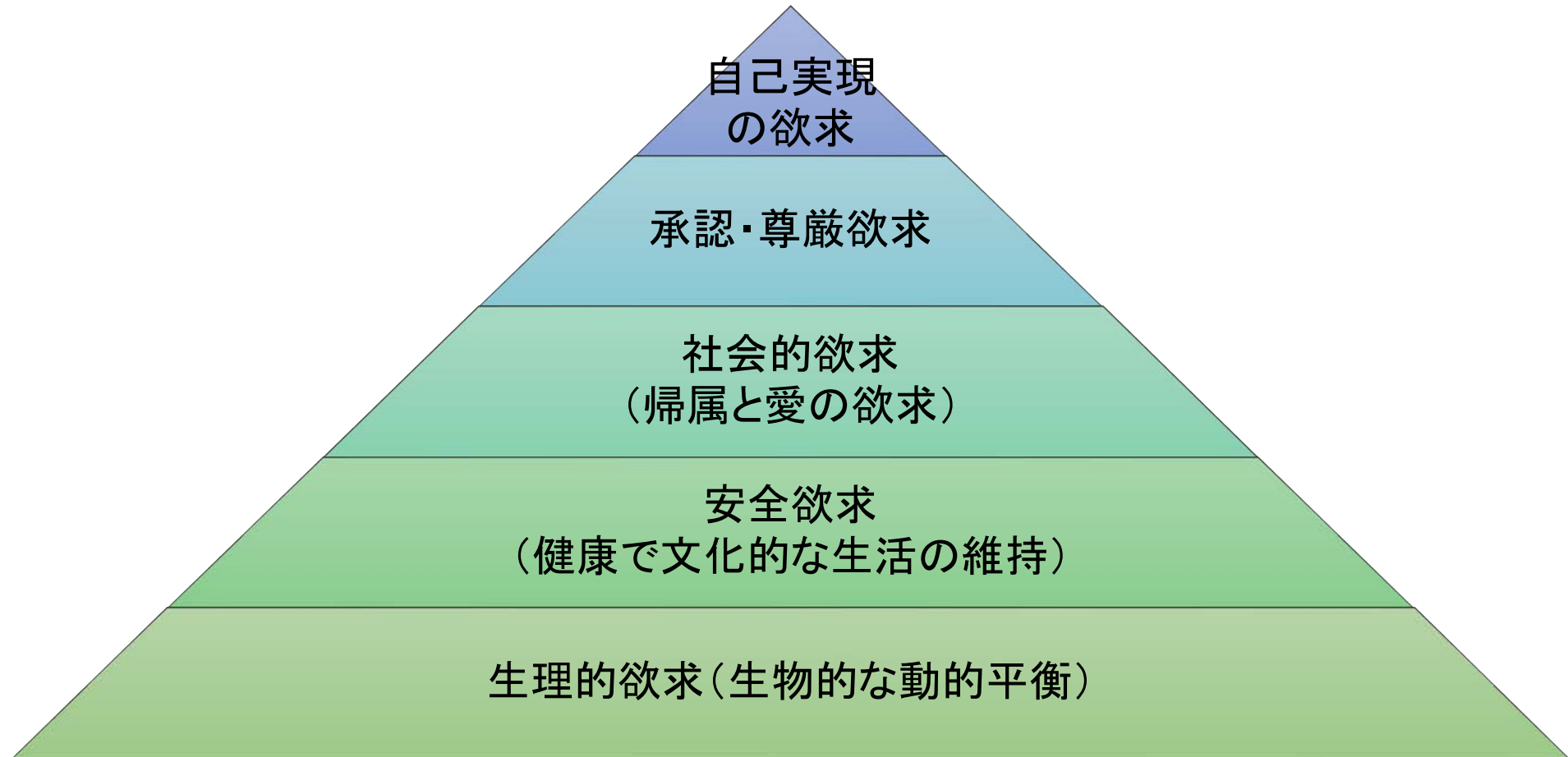


問題解決の糸口としての仮説

- 消費者の従属状態からの脱却(自立)
 - 企業が生産する商品・役務に依存する従属的地位から商品・役務の企画・提案者へ。
 - 労働者として企業に従属する地位から、いつでも起業できる独立主体へ。
- 従属状態からの脱却(自立)のための方法
 - 個人の尊厳と両性の本旨的平等を実現する組織として、家計をその趣旨に即した社団または組合として再編成する。
 - 家政学および経営学の知見を活用して、経済循環図を家計を中心に書き換え、家計を企業と同様の合理的で安全な組織へと再編成する。
 - 子を産む性としての女性(人の生産主体)を尊重し、妊娠期間は女性の絶対的優越の原則を貫徹させ、その前後についても、男性は、女性をサポートする役割に徹する。

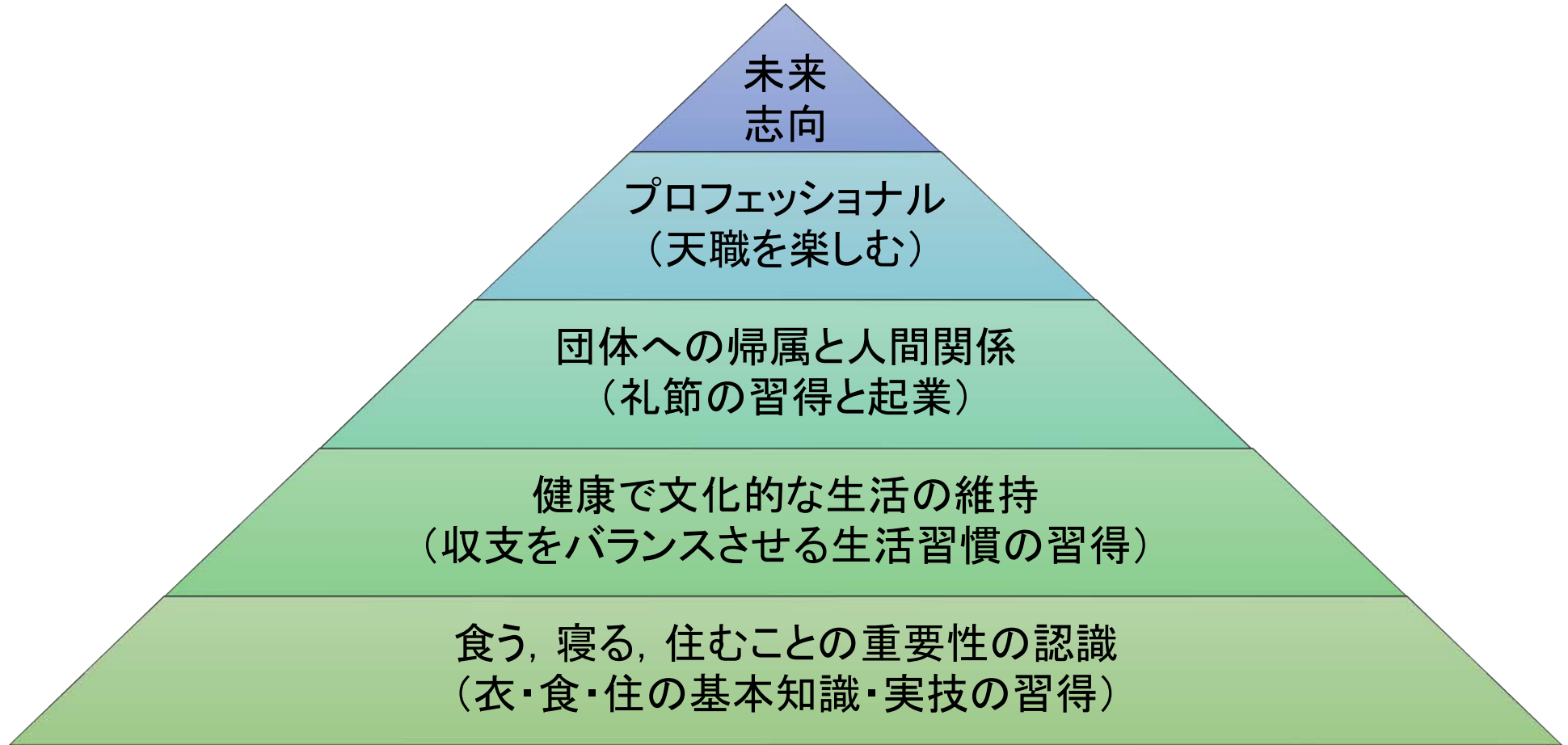


自立とは何か(その1)マズローの欲求5段階説 (価値ある生き方の生物学的基礎)



自立とは何か(その2)

(マズローの欲求5段階の充足の方法)



新しい消費者像と教育目標

■ 自立力

- 個人としての起業力を獲得する(就活革命)。

■ 交渉力

- 当事者も、専門家も、世論も、いずれも納得する着地点があることについてのゆるぎない信念を持つ(着地点革命)。

■ 紛争解決力

- 記録に残っても恥ずかしくないよう「法の支配」を忘れず、空気に流されない(空気破壊革命)。

■ 目標デザイン力

- 将来は予想できないが、あらゆる可能性を想定してシミュレーションすることを怠らない(ルール・デザイン革命)。



自立に向けた提言

- 個人の自立は、家庭・家計における個人の尊厳と両性の本質的平等を旨とする教育を通じて、構成員の自立をサポートすることが必要である。
- 家計の自立は、消費、労働における企業への依存・従属の地位を脱却するため、家計自体が起業を目指す環境を整備する必要がある。
 - 構成員は、常に、リストラと定年後の生活設計を想起すべきである。
- 企業においても、個々の構成員が、不正を勧められたら、辞職を覚悟で拒絶できるように起業の能力を養い、常に自立できる環境を整備する必要がある。
- 国家においても、他国に従属することなく、危機管理体制を含めて、産業構造を自立に向けて透明化していく必要がある。収支のバランスが何より大切。



協力に向けた提言

- 日本社会は、縦割りの専門家を尊重し、専門家(ブラックボックス)に依存する体質を作り上げてきた。そして、素人である消費者は蚊帳の外に置かれてきた。
- しかし、縦割りの専門家は、専門分野の従来の知識・技能には優れていても、その分野の学問が想定していない、新しい社会現象には対応できない。
- 新しい社会現象に対応するためには、縦割りの専門家と、広い視野をもつ素人である消費者とが透明なネットワークを通じて、問題の解決策を模索していく必要がある。
 - 教えることには限界がある。したがって、教えずに、互いに学ぶ。学びには限界がない。
- これまでの教育・研究は、専門的知識・技能の伝達に力を入れてきた。しかし、専門知識・技能の伝達は、インターネットを通じたサイバー空間の活用任せ、教育目標を事例から出発する問題解決能力の育成へと舵を切る必要がある。



VI 新しい法教育

- 法教育の目標
- 法解釈の方法
- 法律家の思考方法
 - アイラック(IRAC)
 - 議論の技法(トゥールミンの議論の図式)



法教育の目標（医学との対比において）

司法改革審議会意見書（2001）

- 事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。



- NHK病名推理番組
- 総合診療医ドクターG



- 患者の病状から、病名を解明し、診療方法を確定するまでのプロセスを見せる。
 - 研修医の最初の見立ては、全て外れ。
 - 総合診療医のアドバイスを受けながら、可能性のある病名を全てチェックし、除外すべきものを除外して、正解にたどり着く。

法の論理（判決三段論法）

大前提：人間は死ぬ
小前提：ソクラテスは人間である

結論：ソクラテスは死ぬ

実体法のルール：故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、発生した損害について、損害賠償責任を負う（民法709条）。

訴訟における事実認定と当てはめ：Yは、過失によって（脇見運転をしながら）Xに衝突して、Xに全治3ヶ月の傷害（損害額100万円）を負わせた。

裁判による判決：YはXに対して100万円支払え。

大前提

小前提

結論

実体法

事実認定

実体法の適用

科学的推論の3類型(ケプラーの発見の推論)

• 演繹(三段論法) (deduction)

- 全ての惑星は太陽を1つの焦点とした楕円軌道を描く。
- 火星は惑星である。
- 故に、火星は、太陽を1つの焦点とした楕円軌道を描く。

• 帰納法 (induction)

- 水星, 金星, 火星...は、太陽を1つの焦点とした楕円軌道を描く。
- 水星, 金星, 火星...は惑星である。
- 故に、全ての惑星は、太陽を1つの焦点とした楕円軌道を描く。

発見の推論 (abduction)

- 火星は惑星である。
- 火星は、太陽を1つの焦点とした楕円軌道を描く(ティコ・ブラーエの観測結果を基にケプラーが発見)。
- 故に、全ての惑星は、太陽を1つの焦点とした楕円軌道を描く(ケプラーの法則の定式化)。

法解釈の方法論

■ 法解釈の種類

- 拡大, 縮小, 類推, 反対解釈とその実例(日米基地協定)
- 特別法は一般法に優先する, 一般法は特別法を補充する。
 - 航空法と航空法特例法による治外法権の罫の実現

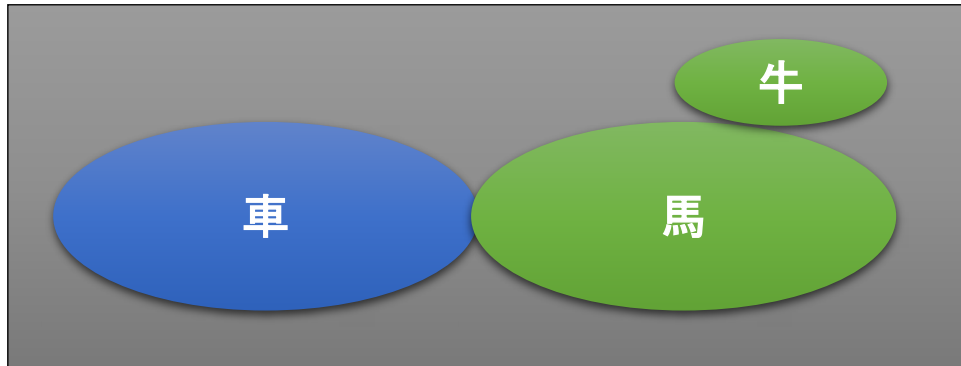
■ 治外法権の撤廃への道

- 治外法権の意味
- 治外法権撤廃へのはじめての一步

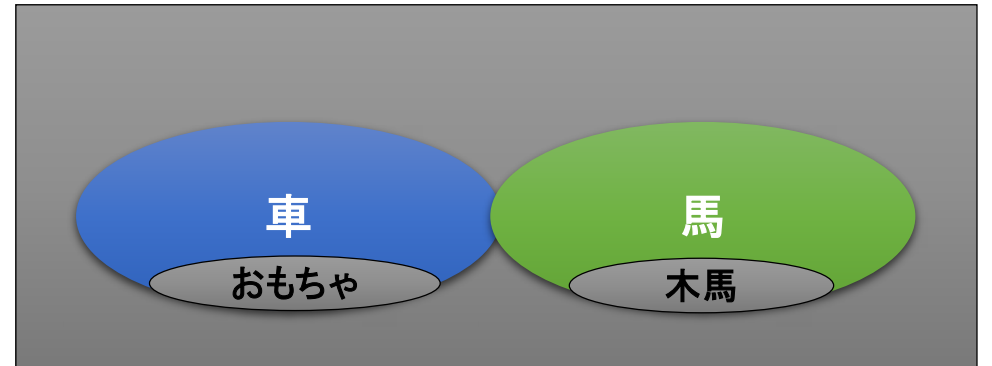


解釈の方法（「車馬通行止め」の解釈論）

拡大解釈



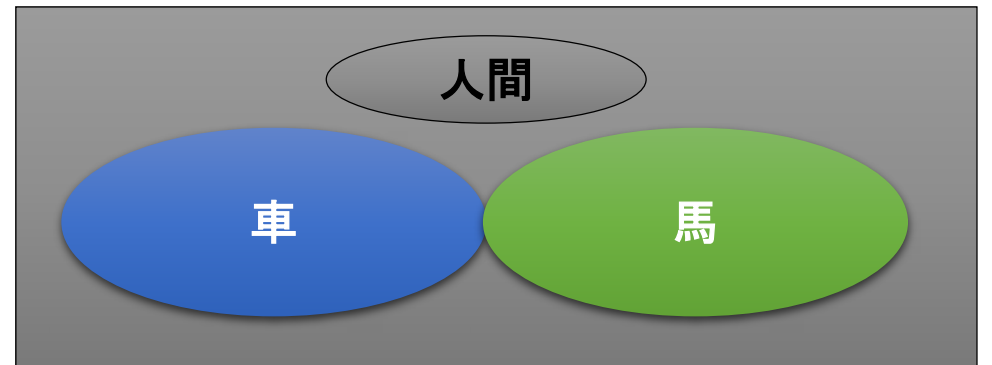
縮小解釈



類推解釈



反対解釈



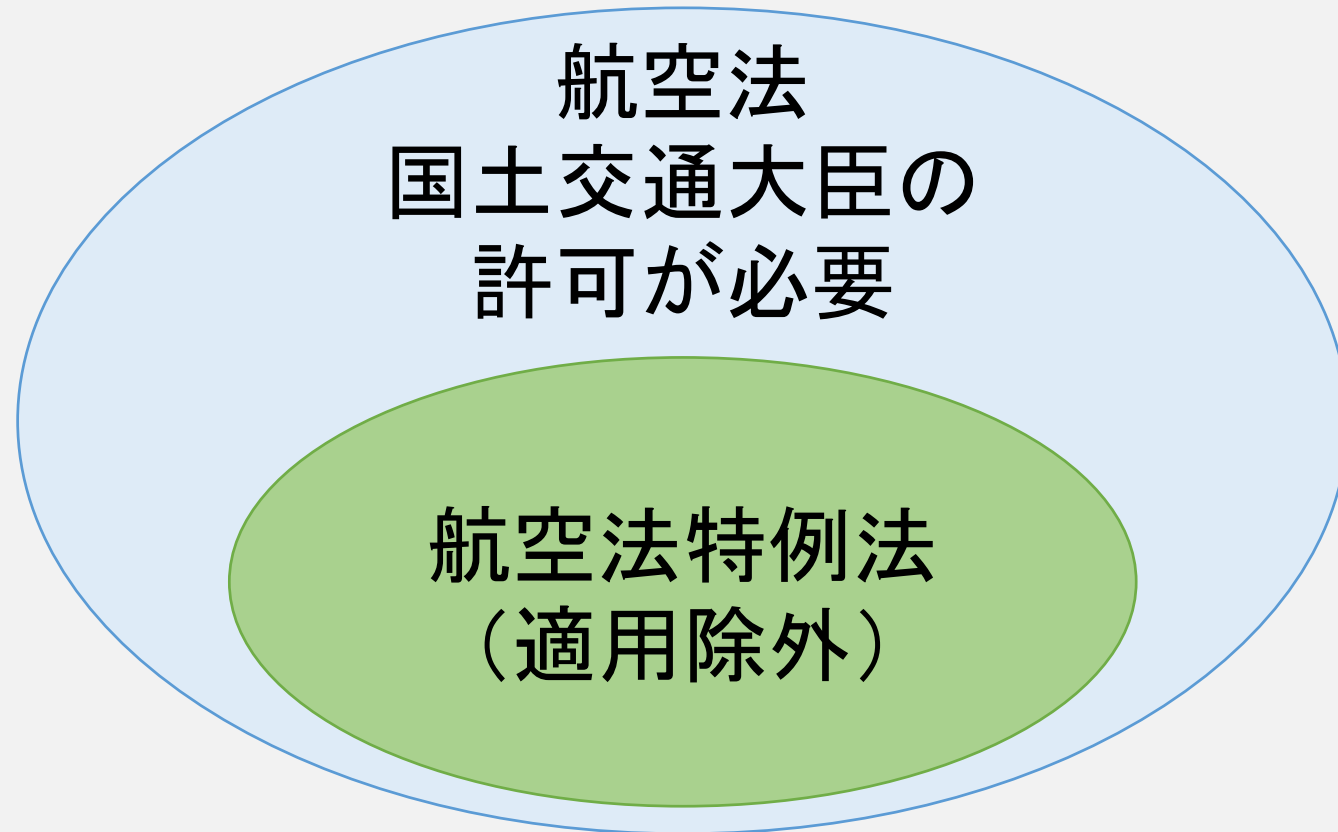
拡大解釈の例

日米地位協定第3条第1項後段の解釈

- 日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入り〔米軍の航空機が北海道の基地を出て、日本列島を低空で飛び回って、九州の基地に入ることを含む=拡張解釈〕の便を図るため、
- 合衆国軍隊〔米軍〕の要請があったときは、
- 合同委員会〔ニュー山王ホテルで開催される米軍主導の非公開（腐敗の温床）の会議〕を通ずる両政府間の協議の上で、
- それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地〔基地の外のいかなる土地をも含む=拡大解釈〕、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする（義務）。
- 合衆国もまた、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる（権利）。



一般法と特別法の関係と一般法の反対解釈 (米軍の治外法権の現実)



国土交通大臣の許可は不要
(治外法権)

一般法と特別法との関係

特別法は一般法に優先するが、一般法が、特別法を補完する

■ 航空法特例法(特別法)

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約〔安保条約〕第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。)第2条又は
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍協定」という。)第5条の規定により、
- 合衆国軍隊又は国際連合の軍隊が使用する飛行場及び航空保安施設については、
- **航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項〔空港等又は航空保安施設の設置:国土交通大臣の許可〕の規定は、適用しない。**

■ 航空法(一般法)

- 第38条(空港等又は航空保安施設の設置)
 - ①国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、**国土交通大臣の許可を受けなければならない。**
 - ②前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び空港等にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。
 - ③国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。



一般法と特別法との関係

特別法は一般法に優先するが、一般法が、特別法を補完する

■ 航空法特例法(特別法)

- 3 前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、**航空法第6章**〔航空機の運航(57条～99条の2)〕**の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない。**

■ 航空法(一般法)

■ 第6章 航空機の運航〔に関する義務〕

■ 第57条～99条の2

- 国籍等の表示, 航空日誌, 航空機に備え付ける書類, 航空機の航行の安全を確保するための装置, 航空機の航行の安全を確保するための装置, 航空機の運航の状況を記録するための装置, ... 乗務割の基準, 最近の飛行経験, 酒精飲料等, 身体障害, 操縦者の見張り義務, 特定操縦技能の審査等, ... 最低安全高度, 粗暴な操縦の禁止, 爆発物等の輸送禁止, 無操縦者航空機...



「治外法権」の意味と撤廃の戦略

■ 有斐閣・法律学小辞典(2008)

■ 外交官等[ここでは、米軍]が接受国等の外国[ここでは日本]にあるときに、当該外交官等[ここでは、米軍]が、在留国[ここでは日本国]ではなく本国[ここでは、合衆国]の領土にあるものと擬制して、本国[合衆国]の法制及び在留国[日本国]の法制が及ばない状態。

■ [植民地における総督による支配を想起すればわかりやすい]。

■ 矛盾点

■ 在留国ではなく、本国の領土にあるものと擬制するのであれば、外国人である日本人、日本の環境に対しても、本国[合衆国]の法制を適用すべきである。

■ 戦略

■ 外交官の権限が、外国の裁判管轄権を免れているだけで、少なくとも本国法の規律には服すべきであるのと同様、米軍にも、「日本国民、日本国の財産・環境に対して、少なくとも、合衆国の本国法を適用せよ」と要求していくべきであろう。

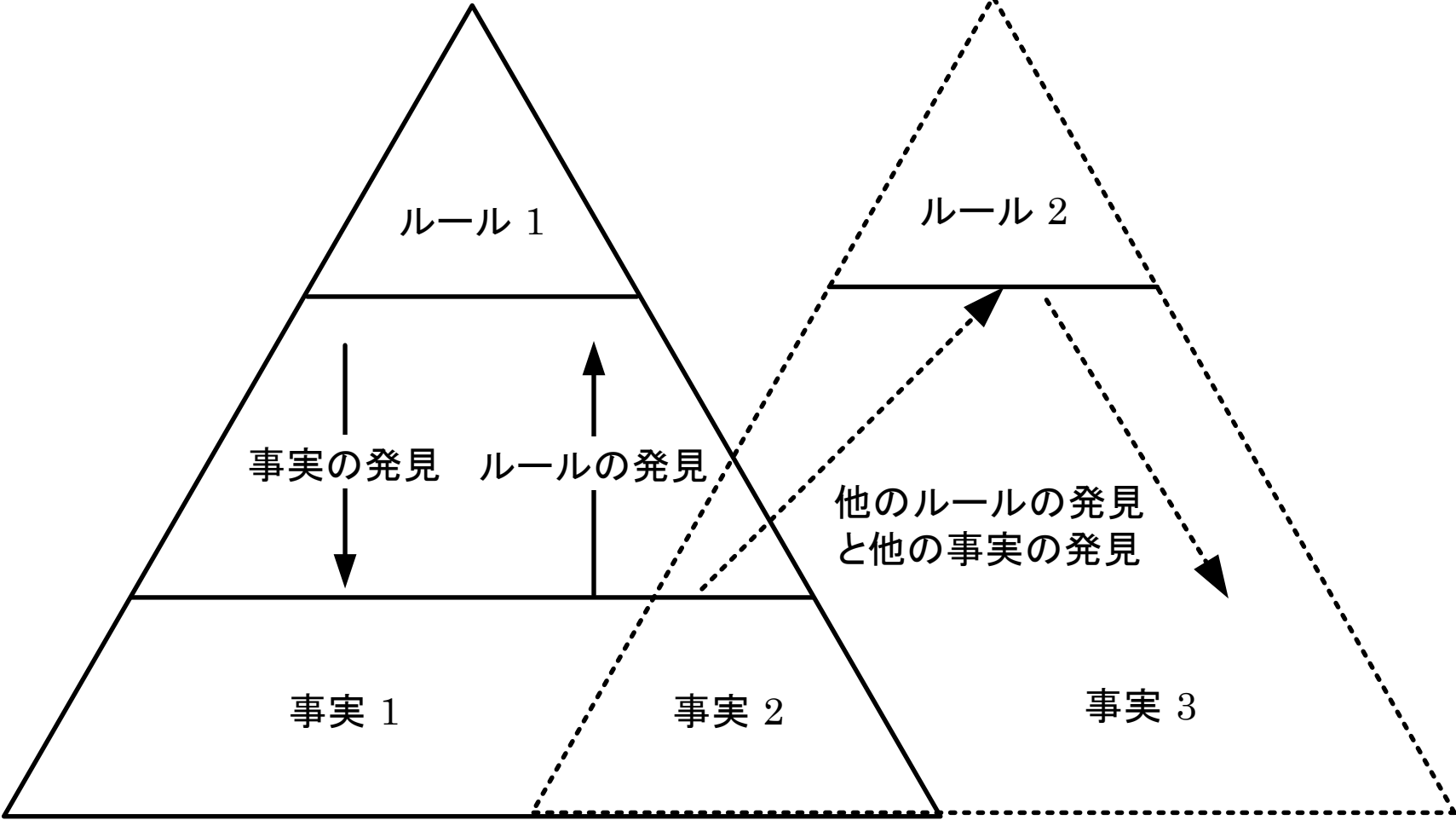


法律家の思考方法(アイラック(IRAC))

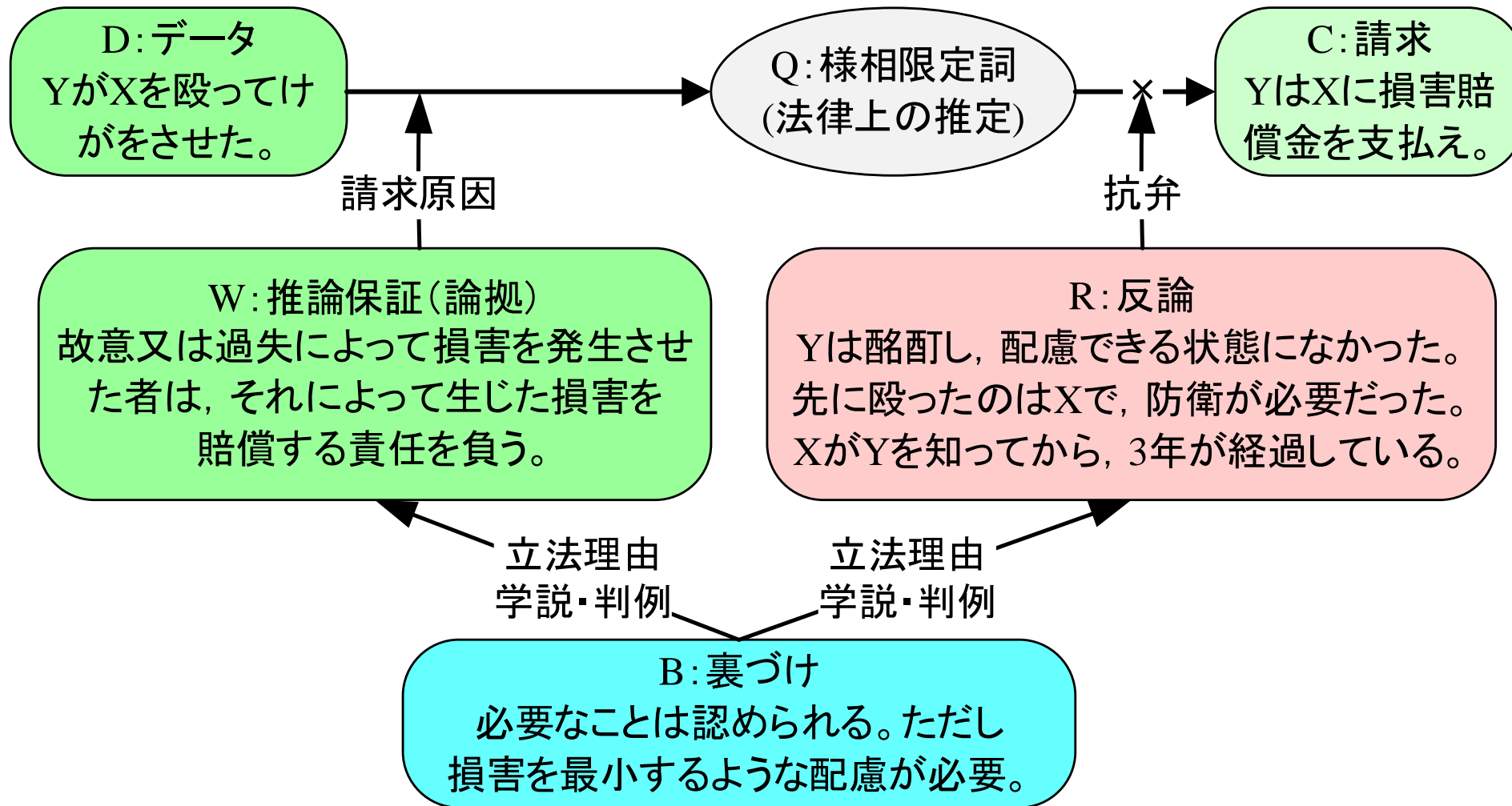
IRAC(アイラック)で考え, 論証する

法的分析 能力	Issue		論点・事実の発見
	Rules		ルールの発見
法的議論 の能力	A	Application	ルールの適用
		Argument	原告・被告の議論
	Conclusion		具体的な結論

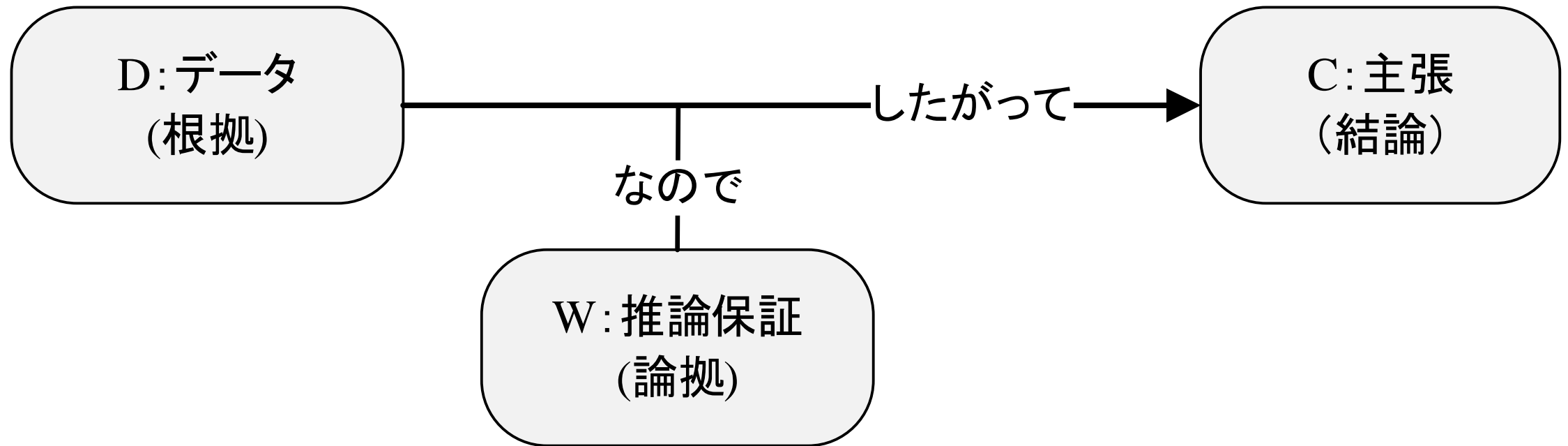
法適用における事実の発見とルール発見



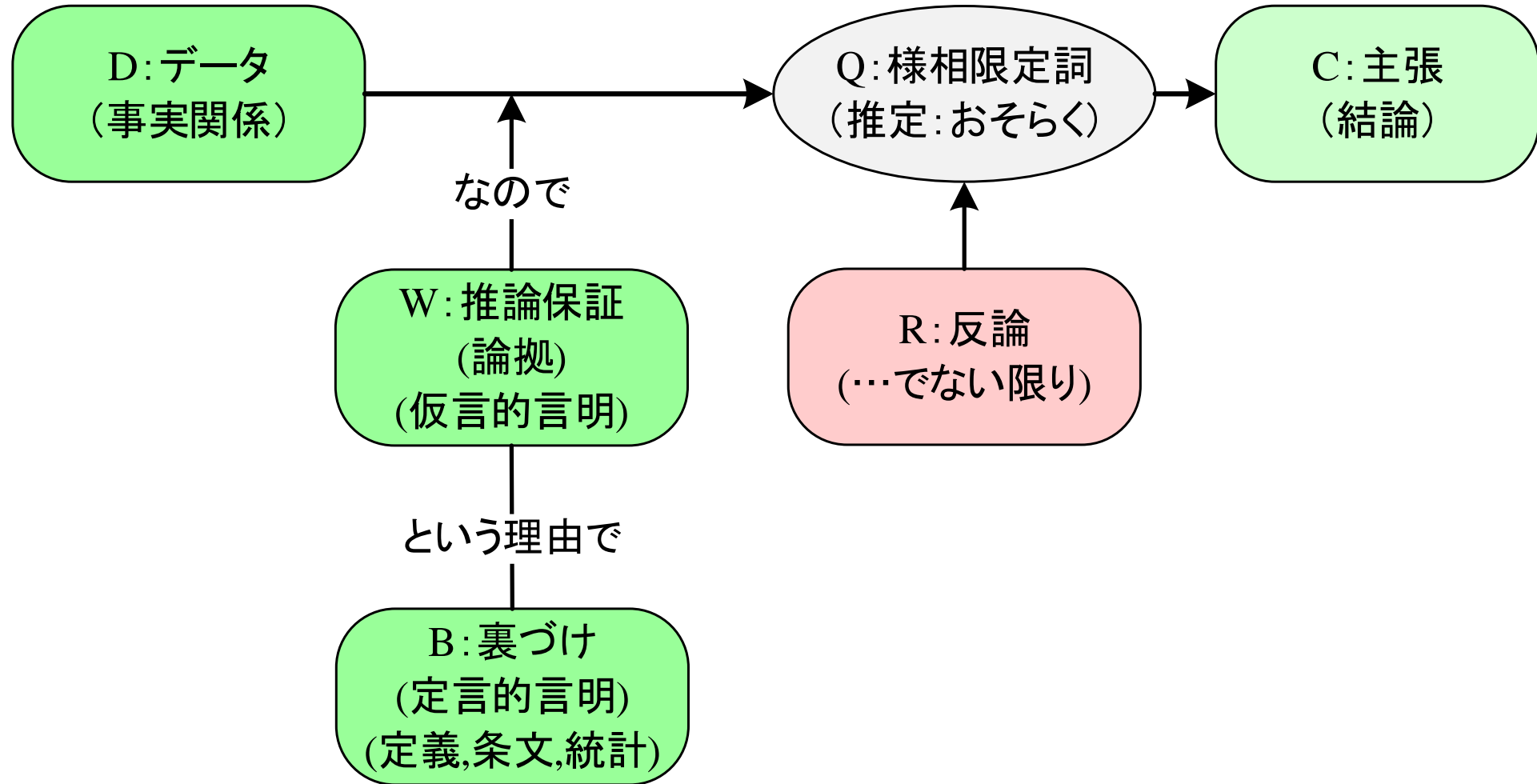
法の議論の方法論 (トールミン図式の改訂)



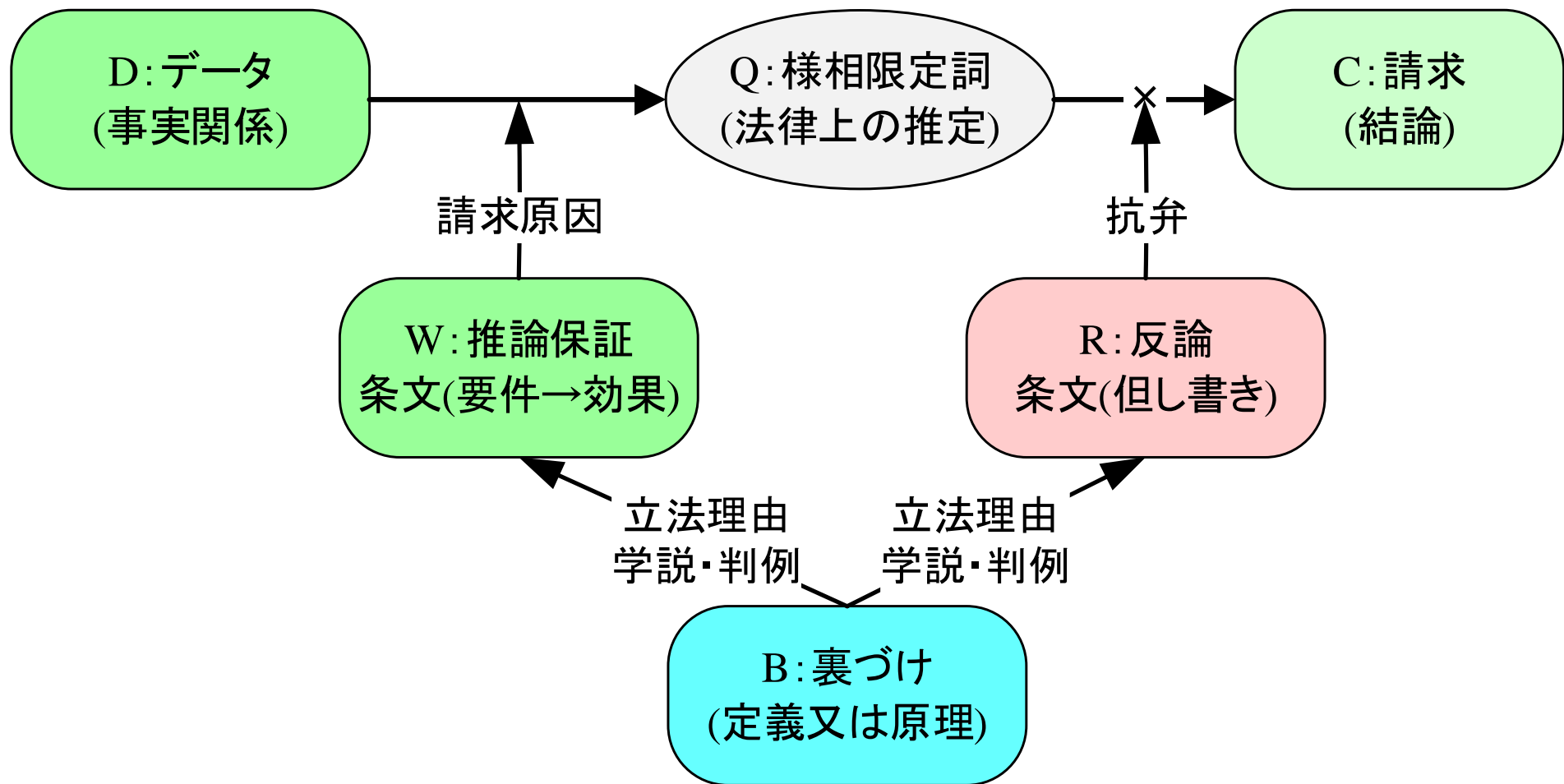
トウールミンの図式 その1



トウールミンの図式 その2



トウールミンの図式 その3(加賀山説)



自省のすすめ（総論）

すべての総論（言うこと）は歓迎され、各論（やること）は拒絶される

- 権力は腐敗に向かう，絶対的権力は絶対的に腐敗する。
 - 民主制は，独裁制に向かうことを免れない。
 - ナチスは，民主制の下で合法的に独裁制を獲得した。
 - わが国の安倍一強という現状も，民主制から生じた副作用にすぎない。
 - 独裁制の反対は，民主制ではなく，三権分立を中心に据えた共和制である。
 - 民主制でも，権力を分立し，第三者による監視をしなければ，必ず，腐敗に向かう。
 - 腐敗は，透明化された競争が消滅したとき，または，長期政権の下で必然的に発生する。
- 腐敗を防止する方法
 - 権力の腐敗を防止するためには，権力を分立させ，長期（10年以上にわたる）政権の継続を絶対的に禁止し，第三者による監視機構を備えること，実質的な競争状態を維持することが必要である。



自省のすすめ(各論その1)

すべての総論(言うこと)は歓迎され, 各論(やること)は拒絶される

- 大学の教員は, 絶対的に腐敗することを認識(自覚)しよう。
 - 大学の教員は, 学生に対する教育計画・教育方法を決定し(立法), 単位認定のための試験問題を作成し(行政), 自分で採点している(司法)。
 - すなわち, 大学の教員は, 学生に対して, 権力を分立することなく, 絶対的権力を行使している。したがって, 大学の教員は, 絶対的に腐敗する。
- 大学教員の腐敗を防止する方法を構築しよう。
 - 教員間の競争状態を維持するため, 論文が公開されるのと同様に, 授業もレジュメとともにビデオに収録して, 学生・市民に公開する。また, 相互の授業参観を義務づけ, 報告書の提出と相互のフィードバックを義務づけよう。
 - 教員間の切磋琢磨を促進するため, 研究会を組織し, 年に少なくとも1回の報告を義務づけよう。
 - 教員の権力を分立させるため, 単位認定の試験は, 入学試験の場合と同様に, 複数の教員で採点するシステムを構築する。また, 不正を未然に防止するため, 採点した答案は, 学生に返却することを義務づけよう。
 - 教員は, 10年の任期制とし, 更新に際しては, 論文, および, 模擬講義による審査を受けることにしよう。
 - 以上の厳しい競争を実施する条件として, 教員に対する教育環境・研究環境の改善を実施し, 時間的な拘束時間の厳格な制限, 研究費の大幅な増額とその水準の維持を実施することを, 各大学に約束させよう。



自省のすすめ(各論その2)

すべての総論(言うこと)は歓迎され、各論(やること)は拒絶される

- 公務員も、絶対的に腐敗することを認識(自覚)しよう。
 - 日本国憲法第15条1項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定している。しかし、公務員試験に合格して、公務員に採用された公務員を国民が罷免する具体的な方法は、いまだに規定されていない。
 - 公務員は、奉仕の対象である国民から直接罷免されることなく、公権力を行使するのであるから、公務員は、腐敗する傾向にある。
- 公務員の腐敗を防止する方法を構築しよう。
 - 公務員が違法行為をした場合には、公務員個人に対して損害賠償を請求できること、議員によって罷免ができる手続きを整備しよう。



参考文献

- 自立に向けた教育内容の選定のために
 - A. マズロー(上野圭一訳)「メタ動機:価値ある生き方の生物学的基礎」ウォルシュ=ヴォーン編『トランスパーソナル宣言』春秋社(1981/10/25)225-244頁
 - A. マズロー(金井 寿宏=大川 修二訳)『完全なる経営』日本経済新聞出版社(2001/11/30)
- AIの理解のために
 - 新井紀子『AI vs. 教科書が読めない子どもたち』東洋経済新聞社(2018/2/15)
 - 渡辺信一『AIに負けない「教育」』大修館(2018/8/1)
 - 西垣通『AI原論ー神の支配と人間の自由』講談社選書メティエ(2018/4/10)
- AIプログラミング
 - AI Sweigart(相川愛三訳)『退屈なことはPythonにやらせよう』オライリージャパン(2017/6/3)
 - C. アルソフ(清水川貴之=新木雅也訳)『独習プログラマーーPython言語の基本から仕事のやり方まで』日経BP(2018/2/26)
- 占領・治外法権の認識と従属からの脱却のために
 - ヘレン・ミアーズ(伊藤延司 訳)『アメリカの鏡・日本』[完全版]角川ソフィア文庫(2015)(原著 Helen Mears, "Mirror for Americans: JAPAN", 1948)
 - 矢部宏治『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』集英社インターナショナル(2016/5/26)
 - 矢部宏治『知ってはいけない 隠された日本支配の構造』講談社現代新書(2017/8/17)
- 自立のために
 - クリス・ギレボー(本田直之 訳)『1万円起業ー片手間で始めて十分な収入を稼ぐ方法』飛鳥新社(2013/9/11)
 - 中村あきら『東京以外で、1人で年商1億円のネットビジネスを作る方法』朝日新聞出版(2014)
 - 中村忠『簿記の考え方・学び方』[5訂版]税務経理協会(2006)
- 友好と協力のために
 - 内田樹=姜尚中『アジア辺境論ーこれが日本の生きる道ー』集英社新書(2017/8/24)

